○香川県警察の監察に関する訓令

平成12年３月31日
警察本部訓令第20号

改正　平成13年８月８日本部訓令第26号、平成20年３月28日本部訓令第12号、平成27年３月24日本部訓令第５号、令和２年３月27日本部訓令第８号、令和７年３月25日本部訓令第５号、令和８年３月19日本部訓令第２号

香川県警察の監察に関する訓令を次のように定める。

香川県警察の監察に関する訓令

目次

第１章　総則（第１条－第６条）
第２章　監察担当者（第７条－第12条）
第３章　監察の実施（第13条－第15条）
第４章　補則（第16条・第17条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　香川県警察における監察については、監察に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第２号。以下「監察規則」という。）及び監察に関する香川県公安委員会への報告に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第17号）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（監察の目的）

第２条　監察は、警察の組織的かつ能率的な運営及び警察規律の振粛に資することを目的とする。

（監察の種類）

第３条　監察は、業務監察及び服務監察とする。

２　業務監察は、業務運営の実態を把握するための監察をいう。

３　服務監察は、服務の実態を把握するための監察をいう。

（監察実施計画）

第４条　首席監察官は、毎年度末に、次に掲げる事項について次年度の監察実施計画を作成し、香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に提出しなければならない。

（１）　監察の種類

（２）　監察の実施項目及び細目

（３）　監察の対象とする部署

（４）　監察の時期

２　首席監察官は、監察実施計画の変更を必要と認める場合は、変更した監察実施計画を警察本部長に提出するものとする。

（実施命令）

第５条　警察本部長は、監察実施計画に基づく監察を実施しようとするとき、及び警察の能率的な運営又はその規律の保持のため必要があると認めるときは、その実施を命令するものとする。

（実施結果の報告）

第６条　首席監察官は、前条の規定に基づき実施した監察の結果について、その都度速やかに、警察本部長に報告しなければならない。

第２章　監察担当者

（担当監察官の指名）

第７条　警察本部長は、監察を実施するときは、その都度、警務部長、首席監察官及び監察官のうちから、当該監察の実施者（以下「担当監察官」という。）を指名するものとする。ただし、必要があると認めるときは、警察本部に勤務する警視の階級にある警察官若しくはこれに相当する警察職員又は警務部監察課に勤務する警部の階級にある警察官のうちから担当監察官を指名する。

（監察補佐員の指名）

第８条　警察本部長は、監察の実施に当たり、必要と認めるときは、警察本部に勤務する警視、警部若しくは警部補又はこれらに相当する警察職員のうちから、その都度、監察補佐員を指名し、当該監察の事務に従事させることができる。

（忌避の申立て）

第９条　担当監察官及び監察補佐員（以下「監察担当者」という。）は、特別な理由により他から疑惑を招くおそれがあるときは、警察本部長に申し出て、当該監察の事務に従事しないことができる。

（監察上の心得）

第10条　監察担当者は、監察を実施するに当たっては、監察規則第４条の規定によるほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

（１）　非違の究明に偏することなく、指導、教養にも意を用いること。

（２）　警察職員の美談、善行の賞揚に努めること。

（３）　表面上の形式又は現象にとらわれることなく、的確な実情の把握に努めること。

（調査）

第11条　担当監察官は、監察事務を遂行するに当たり、必要があるときは、警察本部の関係する部長、サイバー・情報管理局長及び人身安全統括監、警察学校長並びに関係する警察署長に対して資料の提供を求め、又は実施について、必要な調査を行うことができる。

２　担当監察官は、前項のほか、監察に関して必要と認める警察職員を指定する日時、場所に呼び出して調査することができる。

３　前２項の調査を行う場合は、急を要し、又は特に必要がある場合を除くほか、あらかじめ関係する所属長等に通知するものとする。

（秘密の保持）

第12条　監察担当者は、監察の日時、項目その他の監察の実施に関する事項を漏らしてはならない。

２　前項に定めるもののほか、監察担当者及び過去に監察に従事した者は、監察結果その

他職務上知ることのできた事項を漏らしてはならない。

第３章　監察の実施

（実施の予告）

第13条　警察本部長は、監察を行うときは、次に掲げる事項を実施期日の前に、当該監察の対象とする部署の長に予告するものとする。ただし、監察実施計画に基づく監察以外の監察を行うときは、この限りでない。

（１）　監察の種類

（２）　監察日時

（３）　監察要領

（４）　その他監察実施上必要な事項

（実施結果の報告）

第14条　担当監察官は、監察終了後、速やかに、次に掲げる事項について、報告書を作成し、首席監察官に提出しなければならない。

（１）　優良と認める事項

（２）　改善刷新を要する事項

（３）　その他参考となる事項

２　首席監察官は、前項の報告書をとりまとめ、意見を付して、警察本部長に報告しなければならない。

３　担当監察官は、必要があると認める場合には、当該監察の実施中においても、その状況を適宜首席監察官を経て警察本部長に報告しなければならない。

（終了後の処置）

第15条　警察本部長は、監察の結果について、具体的事項を摘示して文書により警察本部の関係する部長、サイバー・情報管理局長及び人身安全統括監、警察学校長並びに関係する警察署長に指示するものとする。

２　前項の指示を受けた部長、サイバー・情報管理局長及び人身安全統括監、警察学校長並びに警察署長は、改善刷新を要する事項について、速やかに必要な措置を講じて、その結果を警察本部長に報告しなければならない。

第４章　補則

（所属長等の責務）

第16条　所属長等は、部下職員について、日常の指導監督を通じ、職員の功過その他監察上参考と認められる事項を知ったときは、速やかに首席監察官に報告しなければならない。

（監察への協力）

第17条　警察本部の部長、サイバー・情報管理局長及び人身安全統括監、警察学校長並びに所属長等は、その所管事項に関し、監察を実施する上で参考となる事項については、首席監察官に連絡するなど、その職務に協力しなければならない。

附　則

この訓令は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成13年８月８日本部訓令第26号）

この訓令は、平成13年８月８日から施行する。

附　則（平成20年３月28日本部訓令第12号）

この訓令は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成27年３月24日本部訓令第５号）

この訓令は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月27日本部訓令第８号）

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月25日本部訓令第５号）

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和８年３月19日本部訓令第２号）

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。